

英国ジュニアISA、米国529プランの 概要と我が国への示唆



日本証券業協会 政策本部 企画部 証券税制室 総括次長
同 企画部 証券税制室

丹生 健吾
永田 裕貴

1. はじめに

本年1月より、我が国において、英国の Individual Savings Account（以下「ISA」という。）をモデルとした少額投資非課税制度（以下「NISA」という。）が導入された。金融庁が9月に実施した調査によると、6月末時点のNISA総口座数は727万口座に達しており、順調な滑り出しといえる。一方で、NISA口座開設者の割合を年代別に見ると、60歳代以上の開設者が全体の約60%を占めており、若年層をいかに取り込むことができる

かが今後の課題といえる。

ISAの対象は18歳以上（預金型ISAは16歳以上）とされているが、2011年11月には若年層向けの資産形成手段として、18歳未満でも利用可能なジュニアISAが導入されている。さらに、本年3月19日には、オズボーン財務相がISA及びジュニアISAの制度改革を発表し^{（注1）}、年間拠出限度額の大幅な引上げや投資対象商品の拡大が決定された（New ISA=NISA、「ナイサ」と呼ばれている）。また、米国では、教育資金形成のための税制優遇制度として529プランが存在する。いずれの制度も、若年層向けの教育資金づくりや資産形成手段として広く活用されている。我が国においても、菅義偉内閣官房長官から、「子どもNISA」創設を検討するとの発言がなされおり、金融庁が8月29日に公表した平成27年度税制改正要望において、「ジュニアNISA（仮称）」の創設が掲げられるなど、政

〈目次〉

1. はじめに
2. 英国ジュニアISAについて
3. 米国の529プランについて
4. 我が国への示唆
5. おわりに

府内でも若年層への投資の裾野の拡大に向けた政策に関心があることがうかがえる。

こうした状況を踏まえ、日本証券業協会では、平成27年度税制改正要望事項として、若年層の資産形成手段としての「ジュニアNISA」の創設を掲げている。

そこで、本稿では、英国ジュニアISA及び米国529プランの概要を紹介したうえで、若年層向けの資産形成手段について、我が国への示唆に言及したい。

なお、本稿で紹介する各制度の概要は、2014年9月に各国当局等の公表資料を基に本協会が独自に調査したものであり、内容の正確性について保証するものではない。また、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、各国当局・本協会の見解を示すものではない。

■ 2. 英国ジュニアISAについて

(1) ISAについて

ISAは、英国国民の貯蓄率の向上を目的として、1999年4月に創設された。当初は10年間の期限付きの制度として導入されたが、ISAの導入後、英国国民の貯蓄率が向上したことで、とりわけ低所得層や若年層に対して普及したことが評価され、導入9年目に制度が恒久化された。現在では英国国民の約2,400万人がISA口座を保有しており、成人人口のおよそ半数が保有していることになる。

ISAでは、年間拠出限度額（15,000ポンド

（255万円））の範囲内で投資を行い、当該ISAで保有する金融商品から生じる利子・配当・譲渡益について非課税の恩恵を受けることができる。

ISAには、株式型及び預金型の2種類がある。株式型ISAの口座開設資格は18歳以上の英国居住者であり、株式、公社債、投資信託、保険などから生じる利子、配当、譲渡益が非課税となる。預金型ISAの口座開設資格は16歳以上の英国居住者であり、預貯金やMMFなどから生じる利子が非課税とされる。

ISAは、同一年度において、株式型、預金型それぞれ一つの金融機関でしか開設はできないが、翌年度になれば、前年度と別の金融機関において口座開設を行うことが可能である。年間拠出限度額の範囲内であれば、スイッチング（保有する商品から異なる商品への乗換）を行っても、非課税枠が消費されることはない。また、口座保有者には所得制限や資金の引出制限がなく、シンプルな制度設計であることが特徴である。ISAの前身である個人持株制度（PEP：Personal Equity Plan、1987年1月に創設）から継続して投資を行っている投資者の中には、ISAミリオネアになった（時価100万ポンド（1億7,000万円）達成）事例も存在している。

また、2011年ごろからは、ISAは職域においても利用されはじめている（以下「ワークプレイスISA」という。）。ワークプレイスISAは、一般企業が自社の従業員に提供する福利厚生の一環として活用されている。給与

天引きで資金がISAに拠出され、通常のISAと変わることなく税制優遇措置を受けることができる。退職時まで引き出すことができない年金と比較して、ワークプレイスISAには引出制限がないため、年金よりも柔軟性があり、年金に代替する退職に向けた資産形成手段としての利用が見込まれている。

(2) ジュニアISAについて

英国では、ブレア政権のもとで、2005年1月に若年層向けの資産形成手段としてチャイルド・トラスト・ファンド（Child Trust Fund。以下「CTF」という。）が創設されていた。18歳未満の英国居住者全員を対象にCTF口座が開設され、英国政府からパウチャー（金券）が給付されていたことが特徴である。CTF口座で保有する金融商品から生じる利子、配当、譲渡益は非課税となり、口座開設者の誕生日と7歳の誕生日の2回、英国政府からパウチャー（それぞれ250ポンド（42,500円））が支給されていた。

CTFは若年層向けの資産形成手段として広く活用されたが、英国の財政状況が悪化したこと、またCTFへの政府による給付に対して批判が寄せられたことから、キャメロン政権では、2010年5月にCTFへの給付金の削減及び停止が発表された。2010年10月、キャメロン政権は、CTFに代わる制度としてISAを原型としたジュニアISAの創設を発表し、2011年11月からジュニアISAが創設された。本年3月には、オズボーン財務相が制度

の拡充を発表し、7月から年間拠出限度額が引き上げられている。

① ジュニアISAの仕組み

ジュニアISAの口座開設資格及び口座保有者は18歳未満の英国居住者である。主に親や祖父母などがジュニアISA口座に資金を拠出して利用されることが多く、資金拠出者及び口座保有者には所得制限は設けられていない。

ジュニアISAには、ISAと同様に株式型及び預金型の2種類があり、それぞれ一つの金融機関でしか開設することができない。2014年度の年間拠出限度額は、株式型と預金型の合計で4,000ポンド（68万円）であり、年間拠出限度額の管理は英国歳入関税庁（HMRC：Her Majesty's Revenue and Customs）が行う。金融機関を変更する場合には、変更前の金融機関で保有する資産のすべてを変更後の金融機関に移管する必要がある、この点がISAとは異なっている。

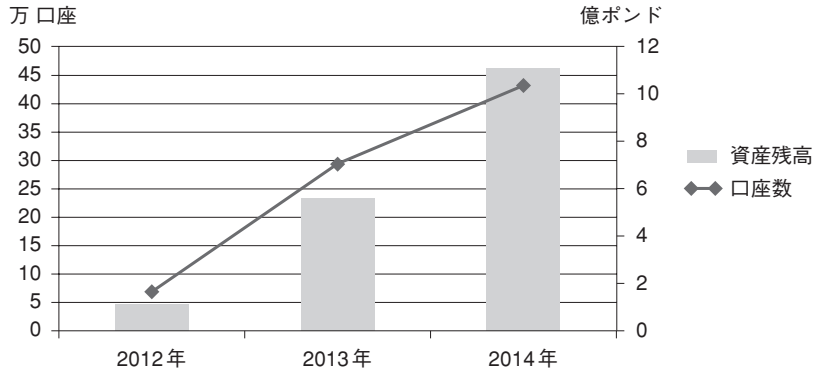
また、ジュニアISAとISAで決定的に異なる点は、引出制限が課されている点である。ジュニアISAでは、法定事由（死亡又は重篤な病気の場合）を除き、口座保有者は18歳になるまで、資金を引き出すことはできない。口座保有者が16歳になったときに自ら運用を行うことが可能となり、18歳になったときにISA口座へと移管されることになる。

② 現状の評価

現在、ジュニアISAの口座数は約43万口座であり、資産残高は11億800万ポンド（1,884

(図表 1) ジュニアISA及びCTFの口座数及び資産残高

○ジュニアISAの口座数及び資産残高



○CTFの口座数及び資産残高 (2012年)

	口座数 (単位: 口座)	資産残高 (単位: ポンド)
2012年	6,141,000	48億9,300万

※ 各年の4月5日 (英国課税年度末) 現在の口座数及び残高

(出所) 英国歳入関税庁 Individual Savings Account (ISA) Statistics September 2013、Child Trust Funds Statisticsを基に作成

億円)である(図表1)。これは、CTFの口座数の約600万口座、資産残高48億9,300万ポンド(8,318億円)と比較すると少ないといえる。

一方で、ジュニアISAはCTFとは異なり、任意の制度であることやCTFの利用者がジュニアISAを開設することができないことなどの理由から、英国財務省では現状の口座数は決して少なくはなく想定どおりのペースと評価している。

また、ジュニアISAには引出制限があり、18歳になるまで資金を引き出すことができないことから、子どもが資金を無駄な利用で消費してしまうことを防ぐことができるというメリットが関係者から評価されている。

③ 今後の展望

ジュニアISAは、本年7月から年間拠出限度額が3,720ポンド(63万円)から4,000ポンド(68万円)に引き上げられたこと、2015年4月からはCTFからジュニアISAへの移管が認められる見通しであることから、今後もさらなる拡大が予想される。さらに、ジュニアISA口座には祖父母などでも拠出できるため、世代間の資産移転にも大きく寄与することも期待されている。

また、英国では本年9月から公立学校のカリキュラムに金融教育が盛り込まれることが決定されており、貯蓄や投資に対する社会全体での取り組みがさらに進められていくことが期待できる。

■ 3. 米国の529プランについて

(1) 沿革

529プランは、米国での高等教育費の高騰への対応として創設された税制優遇制度である。内国歳入法529条に基づく制度であることから、529プランと呼ばれ、連邦政府ではなく、それぞれの州政府によって運営されている制度である。529プランの創設に当たっては、各州政府がその決定権を有しており、現在では、ほぼすべての州で導入されている。

529プランの原型は、1986年にミシガン州で提唱され、1988年に同州で創設された制度である。当初は州税のみの税制優遇制度であったが、1996年には連邦政府による法整備が行われ、現在の529プランが確立した。その後、2001年には、時限措置として使途が高等教育目的である場合には連邦所得税が免除されることとなり、2006年には連邦所得税の免除が恒久化された。

(2) 529プランの仕組み

529プランには、前払型と貯蓄型と呼ばれる2種類の制度が存在するが、現在利用されているのはほとんどが貯蓄型である。

① 前払型

前払型は、将来進学を予定する高等教育機関の学費を今日の水準であらかじめ支払うことができる制度である。この制度が導入された背景には、米国における学費の高騰が挙げ

られる。米国では、物価上昇率を大きく上回り学費が上昇しているため、その対策として前払型が導入された。

将来の学費値上がり分については、州が保証を行うため、貯蓄型と比べると多くの制約が存在する。制約については州ごとに異なるが、一般的には、受益者の条件として、年齢制限が課されることが多く、口座開設の時期についても限定されていることが多い。また、口座保有者や受益者を州居住者に限定することを要件としている州が多い。

529プランの制度導入当初は、前払型の利用が多く見られたが、州が将来の学費値上がり分を保証することから、州の財政上の問題にもつながり、現在では新規加入が制限されている州もある。

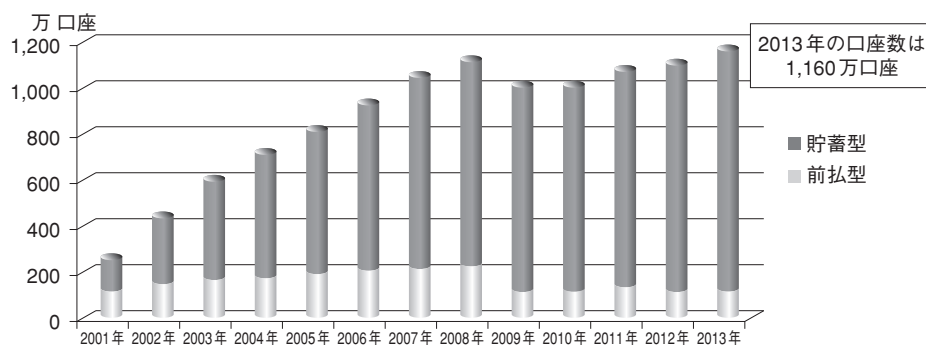
② 貯蓄型

貯蓄型は、親や祖父母等が資金を拠出し、子や孫の将来の高等教育資金に向けて資産形成をするための制度である。貯蓄型を利用して投資を行った金融商品の運用益は非課税とされ、利用者の所得や年齢に制限はない。口座加入者及び資金拠出者は、親や祖父母に限定されず、第三者でも認められている。

また、貯蓄型への拠出については、贈与税上の特例が認められており、5年分の贈与税控除枠(受贈者1人当たり年間1.4万ドル(143万円)、5年間で最大7万ドル(714万円))を前倒しして利用することが可能である。受益者の制限もなく、自己を受益者として設定することも可能である。

(図表 2) 529プランの口座数及び資産残高の推移

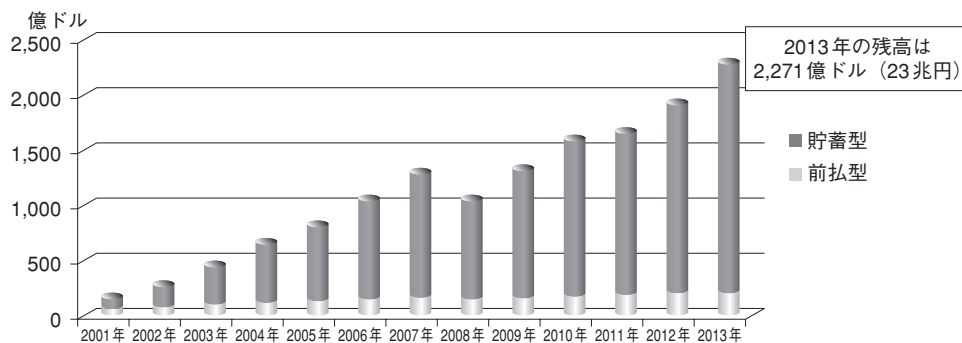
○529プランの口座数



※ 各年12月末時点の口座数

(出所) ICI 529 Plan Program Statistics Fourth Quarter 2013を基に作成

○529プランの資産残高



※ 各年12月末時点の資産残高

(出所) ICI 529 Plan Program Statistics Fourth Quarter 2013を基に作成

資金の拠出については、一括又は積立のいずれの方法も認められている。また、給与天引きによる拠出も認められているが、拠出額に対して所得控除は適用されない。拠出限度額は州ごとに異なるものの、およそ20万ドル(2,040万円)から40万ドル(4,080万円)が上限となっている。ただし、他州で提供されている貯蓄型プランを利用することが可能であ

るため、実質の限度額は極めて多額となる。

運用商品は州と契約を締結した金融機関が提供する金融商品から選択することになる。スイッチング(保有する商品から異なる商品への乗換)は年間1回に限り認められている。

貯蓄型から資金を引き出す際には、口座加入者が金融機関に申請を行うことになる。口座から引き出した資金は、受益者の適格教育

費に使わなければならない、適格教育費以外の使用については、通常の課税に加え、10%のペナルティ税が課されることとなる。適格教育費は、米国内国歳入庁（IRS：The Internal Revenue Service）によって定められている。具体的なものとしては、高等教育機関の授業料や手数料、教科書費用、寮費等が挙げられる。

(3) 現状の評価

529プランは創設以来、利用者数及び残高が拡大傾向にある（図表2）。また、子どものいる家庭の15%が529プランを利用している。これは、税制上の優遇措置が付されていることに加えて、口座開設資格に所得や年齢制限がないこと、親だけでなく祖父母世代も利用しやすいことが要因と考えられる。

(4) 今後の展望

米国の高等教育費は毎年上昇し続けており、多くの学生は奨学金のみならず教育ローンを利用することで高等教育機関へ進学している。その結果、米国の教育ローンの残高は1兆ドル（102兆円）を超えており、深刻な社会問題となっている。そうした中で、529プランへの注目が高まっている。529プランは、金融危機を経た後も貯蓄型を中心に口座数及び資産残高の拡大が続いており、今後も拡大傾向にあると考えられている。さらに、529プランを活用することにより、大学卒業後の教育ローン負担が軽減でき、その後の資

産形成、例えば住宅取得や退職資産形成などへとつなげていくことが容易になることから、529プランの果たすべき役割は大きいと思われる。

また、米国連邦議会においても、超党派で多くの支持者が存在する。米国連邦議会では制度の改善に向けた様々な提言がなされている。具体的には、低所得者の給与天引きによる拠出に対して所得控除を付与することや、ペナルティ課税の対象外となる適格教育費の拡充、適格給付に30歳までの身体障害に伴う医療費も含めることなどが議論されている。

■ 4. 我が国への示唆

(1) 「ジュニアNISA」の創設

現在、NISAは20歳以上が対象となっており、0歳から19歳までの間の税制上の恩典のある資産形成手段が存在しない。そこで、本協会は、英国のジュニアISAを参考として、子どもの将来のための資産形成を目的として、ジュニアNISAの創設を要望している。

ジュニアNISAにおいては、0歳から19歳の層に対して、親や祖父母世代が、子どもや孫の名義で口座を開設し、贈与というかたちで資産を形成していく制度設計を検討している。制度の仕組み自体は既存のNISAと同様、年間一定の拠出枠を設け、そこで買付けを行うものとする。また、子どもの将来に向けた長期投資を目的としていることから、一定の事由を除き、子どもが18歳になるまでは途中

の資金の引出しに制限を設けることも検討している。

ジュニアNISAは、親や祖父母世代からの資産移転を想定したものであり、現在導入されている教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置と類似する制度といえるが、ジュニアNISAでは、資金の拠出者を直系尊属に限定することなく、幅広く認める点で、教育資金の一括贈与制度よりも柔軟な点が特徴である。

資産移転の際には、贈与税の問題が挙げられるが、子ども1人につき年間110万円の基礎控除が適用されるため、ジュニアNISAに対する贈与と他の贈与が年間110万円を超えなければ、親や祖父母によるジュニアNISAへの資産移転に対して贈与税が課されることはない。

また、NISAが恒久化された場合には、ジュニアNISAで形成された資産が既存NISAに継続できるようにすることが望ましい。これにより、ライフステージを通じた一貫した資産形成の制度が整備されることになる。米国同様、近年日本では高等教育費用が増大していることから、教育費用の形成としても活用できる制度を提案したい。

(2) 「ジュニアNISA」創設による効果

ジュニアNISAが創設されれば、子どものための資産形成としてのみならず、資本市場の発展にも大きな寄与が期待できる。これは、ジュニアNISAを実際に管理する者が親や祖

父母世代であることから、子どもに対して移転した資産が、投資に向けられるためである。総務省の「人口推計」によると、日本の0歳から19歳の人口は約2,230万人であり、総人口の約18%を占めている。ジュニアNISAが創設されれば、この層が、新たに投資を行うことになる。

また、世代間資産移転の観点からも大きな効果が期待できる。総務省が公表している「家計調査報告（貯蓄・負債編）－平成25年平均結果速報－（二人以上の世帯）」によると、勤労者世帯では60歳から69歳の貯蓄高が最も大きく、次いで70歳以上となっている。ジュニアNISAは、親や祖父母世代からの贈与による資産移転を想定したものであることから、相続税対策という点からも資産移転のインセンティブが働くことが予想できる。世代間資産移転が促進されることにより、「貯蓄から投資へ」が促され、家計から企業へのリスクマネーの供給による企業の成長が期待される。

(3) 今後の課題

仮にジュニアNISAが創設されたとしても、新規の投資家をどこまで取り込むことができるかが大きな課題といえる。NISAについても同様であるが、投資を行うに際しては金融に関する最低限の知識が必要である。本協会の調査では、6月末時点の証券会社におけるNISA口座開設者のうち、投資未経験者（証券口座開設後1年以内の者）は12.2%で

あった。今後は、投資未経験者に対して金融知識を身に付けることができるような取組みを進め、投資家の裾野を広げていくことが必要である。

金融に関する知識を身につけるとすれば学校教育が最も効果的である。英国では、9月から、公立学校の数学と公民のカリキュラムに金融経済教育が盛り込まれることが決定されており、貯蓄や投資に対する社会全体での取組みがさらに進められていくことが期待されている。

■ 5. おわりに

若年層向けの資産形成手段として、英国のジュニアISA及び米国の529プランは、制度設計において示唆に富み、参考になるといえる。0歳から19歳までの間の有効な資産形成手段が存在しない我が国においては、ジュニアNISAの創設は若年層の資産形成手段として有効な政策である。今後は、制度導入に向けた働きかけに加え、制度利用の前提である金融経済教育の普及が必要である。

本協会では、学校教育の現場に対する取組みに加え、若年層や投資未経験者層に焦点を当てたさまざまな活動を展開している。具体的には、全国に職員を講師として派遣する「NISA応援！出張講座」や、NISAや資産運用を含めた金融リテラシーの向上を目指す「金融リテラシー習得講座」などの活動を広く展開している。また、年末にかけては今年

の非課税枠が無くなることの周知を予定している。こうした草の根の活動により、国民全体の金融リテラシー（知識・判断力）の底上げを図っていきたい。

英米両国の制度は、資産の用途を限定するか否かについて、制度設計上の大きな差異があるが、根底にある政策目的は、個人の貯蓄率向上に資する資産形成手段の提供にある。両国とも、投資者にとってよりよい制度を実現するため、不断の努力が続けられ、制度導入後も改善が進められている。我が国においても、「貯蓄から投資」を実現すべくジュニアNISAの創設に向けた働きかけを進めていきたい。

（注1） ISA及びジュニアISAの制度改革は英国予算に記載がある（以下のURLを参照）。https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/293759/37630_Budget_2014_Web_Accessible.pdf

（注2） 1ポンドを170円、1ドルを102円として邦貨換算している（端数部分は四捨五入）。